

# 大口町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 愛知県丹羽郡大口町

事 業 名 : 大口町公共下水道事業

策 定 日 : 令和 6 年 2 月

計 画 期 間 : 令和 6 年度 ~ 令和 15 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成7年度 (28年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	令和5年度から 法適(一部適用)
処理区域内人口密度	36.2人/ha	流域下水道等への 接続の有無	有
処 理 区 数	2処理区(五条川左岸、五条川右岸) 平成31年度 特定環境保全公共下水道事業を廃止し、公共下水道事業(五条川左岸)に統合 4処理区→3処理区 令和2年度 農業集落家庭排水事業を廃止し、公共下水道事業(五条川右岸)に統合 3処理区→2処理区		
処 理 場 数	0箇所 令和2年度 農業集落家庭排水事業を公共下水道事業(五条川右岸)に統合し、処理場1箇所を廃止 1箇所→0箇所		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	「共同化」 ・平成19年7月より、料金徴収事務を扶桑町と共に丹羽広域事務組合(扶桑町との一部事務組合で、上水道と消防事業を実施)に委託。 ・令和4年度に管路施設の点検・調査業務の共同化について、近隣6自治体と事業連携に関する基本協定を締結。 令和6年度より、管路施設の詳細調査業務を共同発注する予定。 「最適化」 ・平成31年度に特定環境保全公共下水道事業を公共下水道事業に統合。 ・令和2年度に農業集落家庭排水事業を公共下水道事業に統合。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
 「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
 「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

#### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	【令和5年4月1日使用料改定実施】 基本使用料と従量使用料からなる二部使用料制で、使用量が多くなるほど従量使用料単価が高くなる累進使用料制を採用している。 (1使用月当たり・税抜) 基本使用料 410円 従量使用料 1m <sup>3</sup> ~10m <sup>3</sup> 71円/m <sup>3</sup> 11m <sup>3</sup> ~50m <sup>3</sup> 94円/m <sup>3</sup> 51m <sup>3</sup> ~200m <sup>3</sup> 155円/m <sup>3</sup> 201m <sup>3</sup> ~500m <sup>3</sup> 181円/m <sup>3</sup> 501m <sup>3</sup> ~ 218円/m <sup>3</sup>		
業務用使用料体系の 概要・考え方	同上 一般家庭用と業務用を区別せず、一律の使用料体系を採用している。		
その他の使用料体系の 概要・考え方	—		
条例上の使用料*2 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	令和2年度 1,929 円	実質的な使用料*3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	令和2年度 2,429 円
	令和3年度 1,929 円		令和3年度 2,726 円
	令和4年度 1,929 円		令和4年度 2,715 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	3人
事業運営組織	町長 — 副町長 — 建設部 — 建設課 — 下水道グループ

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	中継ポンプ場(18箇所)の維持管理業務を民間委託により実施している。
	イ 指定管理者制度	該当する施設がありません。
	ウ PPP・PFI	未実施
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	未実施
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	活用する土地・施設がありません。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

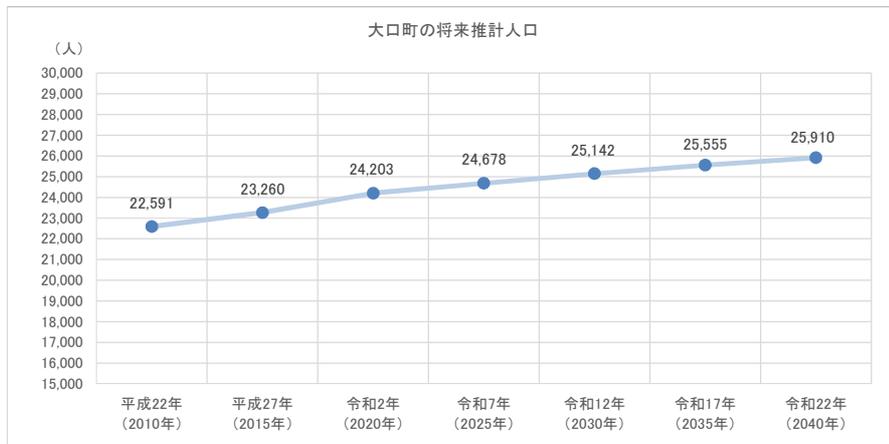
7ページ参照 「経営比較分析表(令和3年度決算)」

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

・将来推計人口

将来推計人口は、「第2期大口町まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和3年4月)」の数値を採用。これは、過去の実績や出生率に加えて今後の町内の住宅の開発見込みなども考慮し、推計したものである。この結果、町としては緩やかな人口増加傾向を維持すると予測している。



・処理区域内人口

計画期間において、行政区域内人口は微増で推移していく予測となっていること、また、五条川左岸地区に点在している下水道未普及地区への整備に伴う供用開始区域の拡大により、処理区域内人口も微増で推移していく見込みである。

## (2) 有収水量の予測

下水道の整備区域の拡張、人口増加傾向の維持、水洗化率の向上により、有収水量は微増傾向を維持する見込みである。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
有収水量	(千m <sup>3</sup> /年)	2,555.2	2,581.2	2,601.8	2,616.2	2,623.5	2,629.6	2,635.3	2,641.0	2,646.6	2,652.3

## (3) 使用料収入の見通し

令和5年4月の使用料改定(改定率11%)により、平均使用料単価は増額し、また、有収水量の微増傾向により、使用料収入も増収する見込みである。しかしながら、一般会計からの繰入金のうち、基準外繰入金を0とするには十分ではない。財政収支予測は5年程度で見直し、必要に応じて使用料の改定を検討することとしている。

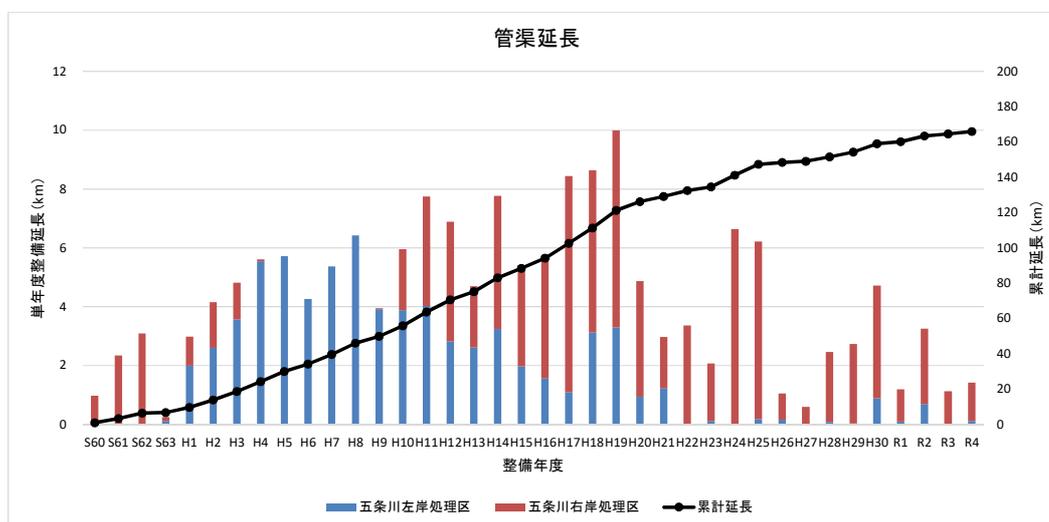
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
使用料収入 (税抜)	(百万円)	355.9	357.3	360.0	361.8	362.7	363.6	364.5	365.5	366.4	367.3

↓ 令和10年4月 使用料を改定した場合(改定率 約8%)

令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
391.8	392.8	393.6	394.5	395.3	396.1

## (4) 施設の見通し

令和4年度末時点での下水道施設(管渠)の整備状況は下記の通りである。



下水道管渠の耐用年数は50年とされており、この計画期間中に耐用年数を迎える管渠はありません。

## (5) 組織の見通し

令和5年4月より地方公営企業法の財務規程の適用を開始した。職員数については、法適用前の組織体制を維持するものとして事業を実施していくが、今後の事業の実施状況、経営状況により適切な職員配置となるよう必要に応じて見直しを検討していく。

### 3. 経営の基本方針

下水道は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全、衛生的な環境を維持するための重要な基盤施設であることから、これらのサービスを持続的かつ安定的に提供することが求められている。

一方で、下水道供用開始後28年が経過し、施設の老朽化が急速に進行している。加えて本町は水田地帯であり夏季の地下水位が高く、整備開始当初は管渠を陶管で整備してきたことから、不明水が多いことが課題のひとつである。

平成31年度からストックマネジメント計画に基づき、マンホール及び管渠の点検・調査を実施し、管更生工事による長寿命化を図るなど、計画的に工事を行うとともに、予防保全型の維持管理体制を進めている。

今後も、ストックマネジメント計画に基づき、継続的に下水道施設の老朽化対策を進めていく。

### 4. 投資・財政計画(収支計画)

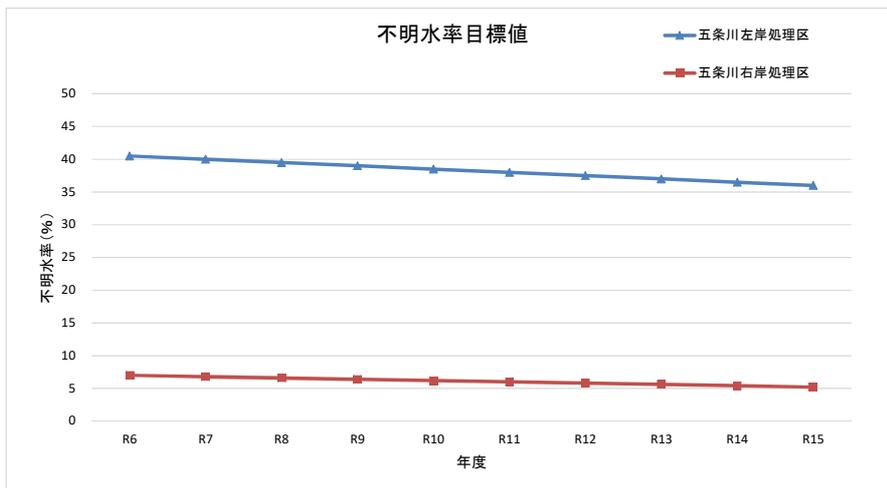
(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり(8,9ページ)  
 ※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	改築による不明水率の改善
-----	--------------

ストックマネジメント計画に基づき、マンホール及び管渠の点検・調査を実施し、管更生工事による長寿命化を図ることにより、不明水率の高い五条川左岸地区において、不明水率の改善を図る。(令和4年度実績値41%、令和15年度目標値36%)

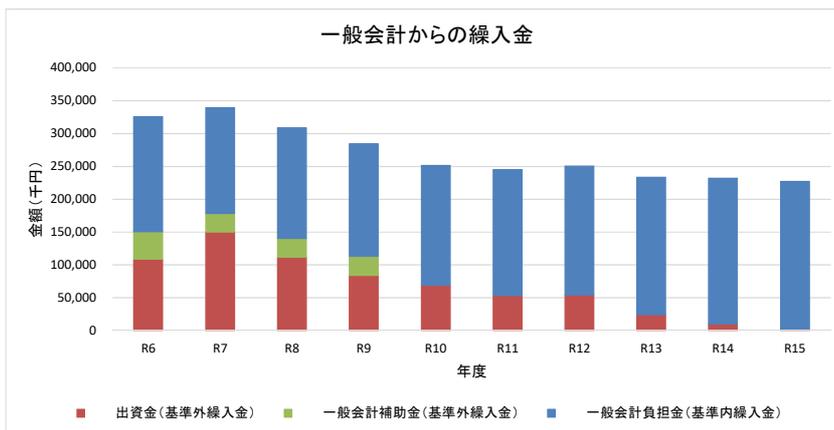
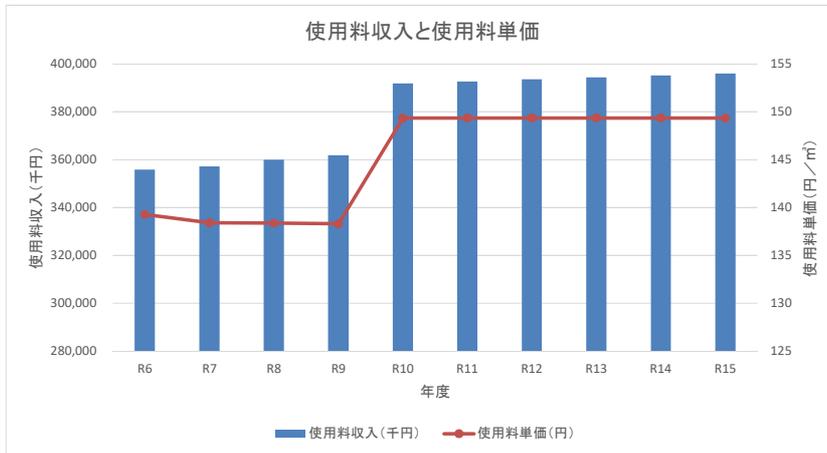


県の処理場における汚水処理に要する経費の費用は、不明水を含んだ処理水量で計算される。不明水を削減することは、処理費用の削減につながる。管更生により管渠の長寿命化を図ると共に、不明水の削減により、維持管理費の削減を図る。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	独立採算による下水道事業の運営を支える財政基盤の確立のため、基準外繰入金を削減し、適正な使用料収入を確保する
-----	--

令和5年度から地方公営企業法の財務規程を適用し、経営状況をより的確に把握することにより経営基盤の強化を図っている。また、令和5年4月に下水道使用料の改定を実施し、一般会計からの繰入金の削減につながった。下水道事業における重要な収入源である下水道使用料については、5年ごとに改定について検討することとしている。令和5年度に使用料の改定を実施したものの、なお基準外繰入金に依存している部分があるため、さらなる経費削減、事業の効率化を図った上で、本計画においては令和10年度に使用料改定し、適正な使用料収入(令和15年度における経費回収率目標値:100%)を確保することで、基準外繰入金の削減を目指す。



③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○投資以外の経費については、近年の平均的な予算を見込んでいる。

○企業償還金はすでにピークを過ぎており、年々減少していく見込みである。

○地方公営企業法の財務規程の適用を開始したことにより、新たに発生することとなった減価償却費は、ほとんどの資産が耐用年数を迎えていないため、年々増加していく見込みである。

**(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

**① 今後の投資についての考え方・検討状況**

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	管路施設の点検・調査業務の共同化について、近隣6自治体と事業連携に関する基本協定を締結し、令和6年度より、管路施設の詳細調査業務を共同発注する予定である。これ以外には現時点で予定しているものはないが、有効な取組みがあった場合には、必要に応じ検討を進める。
投資の平準化に関する事項	改築更新費の増大が見込まれることから、ストックマネジメント計画を適宜見直し、投資の平準化を図る。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	該当なし
その他の取組	現時点で予定しているものはないが、他自治体の状況を把握し、有効な取組みがあった場合には、必要に応じ検討を進める。

**② 今後の財源についての考え方・検討状況**

使用料の見直しに関する事項	令和5年4月に使用料の改定を行った。 また、令和5年度から地方公営企業法の財務規程の適用を開始し、経営状況の見える化を図った。使用料改定の必要性について5年を目途に検討を行い、必要に応じて使用料の改定を実施する。本計画においては、令和15年度における経費回収率目標値100%を目指し、令和10年度に約8%の使用料改定を見込んでいる。
資産活用による収入増加の取組について	下水道施設用地(河川伏越し管用地)1箇所のため、活用は予定していないが、他自治体の状況を把握し、有効な取組みがあった場合には、必要に応じ検討を進める。
その他の取組	水洗化率は、令和4年度実績で84.0%である。公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加の観点から、水洗化率の向上させていく必要がある。下水道未接続者への啓発として、戸別訪問や郵送等により、水洗化率の向上を図り、本計画期間における水洗化率目標値は、令和15年度に90.0%とする。

**③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況**

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	中継ポンプ場の維持管理業務を民間委託しているが、他自治体の状況を把握し、本業務以外にも有効な取組みがあった場合には、必要に応じ検討を進める。
職員給与費に関する事項	職員数について、現状の収益的勘定職員1名、資本的勘定職員2名を維持するものとして考えているが、実際の職員給与費には異動等により増減が生じるものの、予測が困難なため、ここでは直近予算額同額を計上する。今後、事業の実施状況、経営状況により適切な職員配置となるよう必要に応じて見直しを検討する。
動力費に関する事項	該当なし
薬品費に関する事項	該当なし
修繕費に関する事項	ストックマネジメント計画に基づく下水道施設の改築等を実施することにより、施設の長寿命化を図りながら修繕費の削減に努める。
委託費に関する事項	委託業務内容の見直しや、他自治体との共同化等について検討を進める。
その他の取組	現時点で予定しているものはないが、他自治体の状況を把握し、有効な取組みがあった場合には、必要に応じ検討を進める。

**5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項**

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	この経営戦略では、令和6年度から令和15年度までの10年間について、下水道事業経営の方向性を示している。年度毎にPDCAサイクルによる進捗管理を行うとともに、5年を目途に見直しを行うこととする。
---------------------	---

# 経営比較分析表（令和3年度決算）

愛知県 大口町

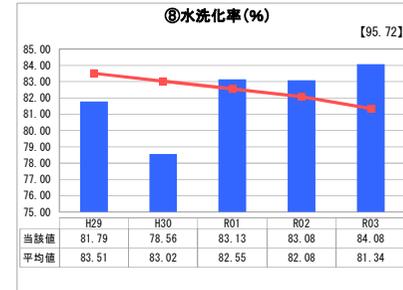
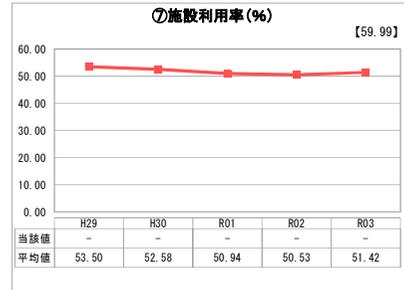
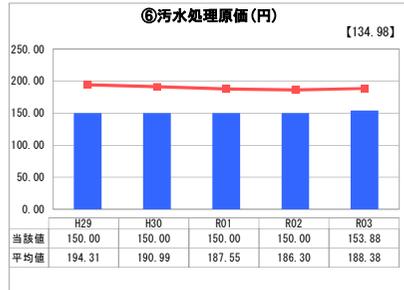
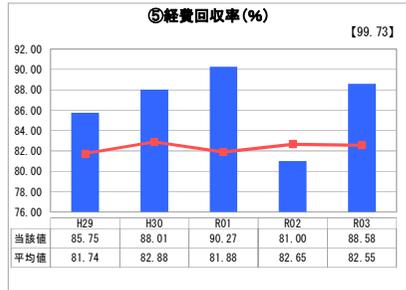
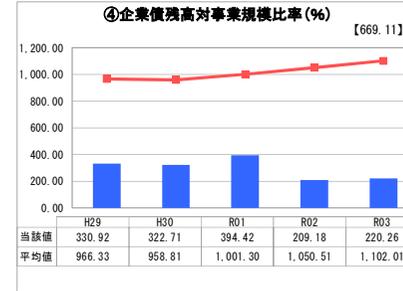
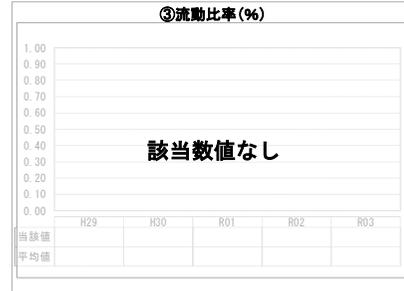
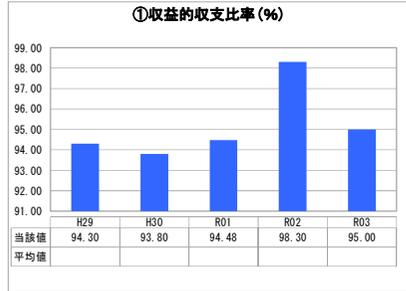
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cc2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家賃料金(円)
-	該当数値なし	96.16	73.67	1,929

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
24,282	13.61	1,784.13
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
23,295	6.33	3,680.09

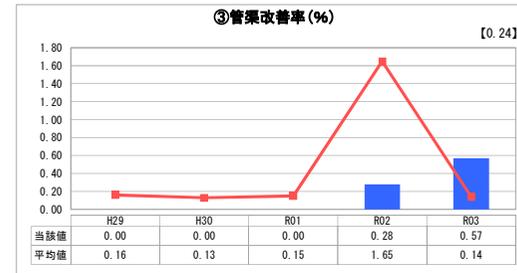
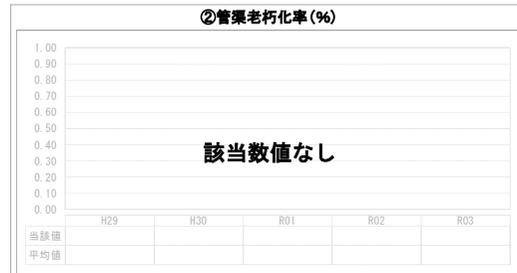
**グラフ凡例**

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 令和3年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率  
使用料収入は増加したものの一般会計負担金が減少し、総収益が減少したことが主な要因となり、指標は低下した。令和5年4月の料金改定により、その推移を注視していく。

④企業債残高対事業規模比率  
指標は前年から微増となったが平均値を下回っている。面整備事業の完了が近く、残高は中長期的に減少する見込みであり、その推移を注視していく。

⑤経費回収率  
前年は、新型コロナウイルス感染症に対する支援策として下水料金の基本料金を一定期間減免したことにより下水道使用料収入が大幅に減少したため指標が悪化していたものであり、指標値は従前の水準に回復している。令和5年4月の料金改定により、今後指標は向上することが期待される。

⑥汚水処理原価  
平均値より低い150円台が続いている。これは公費負担（一般会計支出）が多いことによる。不明水対策により、汚水処理費の削減に努める。

⑧水洗化率  
新たに供用を開始した区域において下水道接続が進んだため、指標は向上した。下水道未接続者への接続啓発等により接続率の向上を図りたい。

### 2. 老朽化の状況について

③管渠改善率  
供用開始から26年と比較的新しいが、不明水が多いため、前年同様不明水が多い路線を特定し、更新を実施した。今後は不明水対策と併せてストックマネジメント計画を基にした老朽化対策を進めていく。

## 全体総括

- ・10年概成は達成する見込みである。
- ・経営上の課題は不明水が多いことである。
- ・健全な事業経営を目指すには、経費回収率100%とし、一般会計支出の削減を図る必要がある。そのためには歳入の削減、特に使用料収入の過半を支出している汚水処理費の削減と、歳入については、使用料収入の増額が必要となる。汚水処理費の削減については、処理場への流入水量に比例するため、不明水対策を行う必要がある。使用料収入の増額については、面整備事業の完了に近いことから、接続率の向上、また料金改定が必要である。なお、料金改定は令和5年4月に実施する。
- ・令和5年4月に企業会計に移行する。
- ・経営戦略については令和元年5月に策定済、令和6年に見直し予定である。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円,%)

区 分		年 度	令和5年度 〔決 算 〕 〔 見 込 〕	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
		收 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	373,849	355,910	357,273	360,000	361,818	391,837	392,754	393,618	394,475	395,307
	(1) 料 金 収 入	373,849	355,910	357,273	360,000	361,818	391,837	392,754	393,618	394,475	395,307	396,122	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)												
	(3) そ の 他												
的 収 入	2. 営 業 外 収 益	289,529	321,934	290,088	298,193	301,159	282,998	292,162	296,613	309,302	322,088	326,149	
	(1) 補 助 金	44,963	50,428	33,141	33,539	33,898	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
	他 会 計 補 助 金	40,363	42,128	28,141	28,539	28,898							
	そ の 他 補 助 金	4,600	8,300	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	95,060	95,481	95,484	95,520	95,169	95,077	94,909	94,817	94,823	94,823	94,823	
	(3) そ の 他	149,506	176,025	161,463	169,134	172,092	182,921	192,252	196,795	209,479	222,265	226,326	
	収 入 計 (C)	663,378	677,844	647,361	658,193	662,977	674,835	684,916	690,231	703,777	717,394	722,271	
的 支 出	1. 営 業 費 用	608,134	626,671	610,590	622,423	627,506	638,833	647,911	651,749	663,337	674,627	676,812	
	(1) 職 員 給 与 費	7,145	7,599	7,599	7,599	7,599	7,599	7,599	7,599	7,599	7,599	7,599	
	基 本 給 与 費	3,738	3,814	3,814	3,814	3,814	3,814	3,814	3,814	3,814	3,814	3,814	
	退 職 給 付 費												
	そ の 他	3,407	3,785	3,785	3,785	3,785	3,785	3,785	3,785	3,785	3,785	3,785	
	(2) 経 費	308,219	320,846	304,936	311,083	311,516	317,876	322,201	321,227	327,522	333,807	331,077	
	動 力 費												
	修 繕 費	1,628	1,028	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
	材 料 費	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	
	そ の 他	306,555	319,782	302,900	309,047	309,480	315,840	320,165	319,191	325,486	331,771	329,041	
	(3) 減 価 償 却 費	292,770	298,226	298,055	303,741	308,391	313,358	318,111	322,923	328,216	333,221	338,136	
	2. 営 業 外 費 用	44,067	38,984	36,571	35,570	35,271	35,802	36,806	38,282	40,240	42,567	45,258	
	(1) 支 払 利 息	40,286	38,983	36,570	35,569	35,270	35,801	36,805	38,281	40,239	42,566	45,257	
	(2) そ の 他	3,781	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	支 出 計 (D)	652,201	665,655	647,161	657,993	662,777	674,635	684,716	690,031	703,577	717,194	722,071	
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)	11,177	12,189	200	200	200	200	200	200	200	200	200	
	特 別 利 益 (F)												
	特 別 損 失 (G)	5,864	96	200	200	200	200	200	200	200	200	200	
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 5,864	△ 96	△ 200	△ 200	△ 200	△ 200	△ 200	△ 200	△ 200	△ 200	△ 200	
	当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	5,313	12,093	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		5,313	12,093									
	流 動 資 産 (J)	76,276	76,000	76,000	76,000	76,000	76,000	76,000	76,000	76,000	76,000	76,000	
	う ち 未 収 金	13,711	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	
	流 動 負 債 (K)	268,119	251,284	244,823	221,476	211,158	205,171	194,765	185,855	181,663	177,617	172,453	
	う ち 建 設 改 良 費 分	225,309	209,984	203,523	180,176	169,858	163,871	153,465	144,555	140,363	136,317	131,153	
	う ち 一 時 借 入 金												
	う ち 未 払 金	41,520	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	
	累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )												
	地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)												
	営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	373,849	355,910	357,273	360,000	361,818	391,837	392,754	393,618	394,475	395,307	396,122	
	地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)												
	健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)												
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)												
	健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)	323,067	373,849	355,910	357,273	360,000	361,818	391,837	392,754	393,618	394,475	395,307	
	健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)												

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円)

区 分		年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
		〔決 算〕 〔見 込〕												
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	218,400	195,400	171,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000
	うち資本費平準化債													
	2. 他 会 計 出 資 金	105,258	108,469	150,318	111,540	83,992	68,815	53,207	54,098	24,200	10,002	1,042		
	3. 他 会 計 補 助 金													
	4. 他 会 計 負 担 金													
	5. 他 会 計 借 入 金													
	6. 国(都道府県)補助金	15,000												
	7. 固定資産売却代金													
	8. 工 事 負 担 金													
	9. そ の 他	29,331	2,501	2,001	2,001	1,001	801	501	301	1	1	1		
計 (A)	367,989	306,370	323,319	278,541	249,993	234,616	218,708	219,399	189,201	175,003	166,043			
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)														
純計 (A)-(B) (C)	367,989	306,370	323,319	278,541	249,993	234,616	218,708	219,399	189,201	175,003	166,043			
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	304,307	255,091	294,906	262,239	262,039	262,039	257,039	273,039	257,039	252,039	252,039	252,039	252,039
	うち職員給与費	15,377	16,249	16,249	16,249	16,249	16,249	16,249	16,249	16,249	16,249	16,249	16,249	16,249
	2. 企 業 債 償 還 金	239,656	225,309	209,984	203,523	180,176	169,858	163,871	153,465	144,555	140,363	136,317		
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金													
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金													
	5. そ の 他	16,461	27,488	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000
計 (D)	560,424	507,888	525,890	486,762	463,215	452,897	441,910	447,504	422,594	413,402	409,356			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	192,435	201,518	202,571	208,221	213,222	218,281	223,202	228,105	233,393	238,399	243,313			
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	165,532	201,518	202,571	208,221	213,222	218,281	223,202	228,105	233,393	238,399	243,313		
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額													
	3. 繰 越 工 事 資 金													
	4. そ の 他	26,903												
計 (F)	192,435	201,518	202,571	208,221	213,222	218,281	223,202	228,105	233,393	238,399	243,313			
補填財源不足額 (E)-(F)														
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)														
企 業 債 残 高 (H)	2,452,647	2,422,738	2,383,754	2,345,231	2,330,055	2,325,197	2,326,326	2,337,861	2,358,306	2,382,943	2,411,626			

○他会計繰入金 (単位:千円)

区 分		年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
		〔決 算〕 〔見 込〕												
収 益 的 収 支 分		189,382	217,669	189,120	197,189	200,506	182,437	191,768	196,311	208,995	221,781	225,842		
	うち基準内繰入金	149,019	175,541	160,979	168,650	171,608	182,437	191,768	196,311	208,995	221,781	225,842		
	うち基準外繰入金	40,363	42,128	28,141	28,539	28,898								
資 本 的 収 支 分		105,258	108,469	150,318	111,540	83,992	68,815	53,207	54,098	24,200	10,002	1,042		
	うち基準内繰入金													
	うち基準外繰入金	105,258	108,469	150,318	111,540	83,992	68,815	53,207	54,098	24,200	10,002	1,042		
合 計		294,640	326,138	339,438	308,729	284,498	251,252	244,975	250,409	233,195	231,783	226,884		